

## みやもり荘指定介護予防短期入所生活介護事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人ともし会が開設するみやもり荘指定短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防短期入所生活介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員又は看護職員等（以下「介護従業者」という。）が、介護保険法その他の法令に基づき、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の介護従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身の機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

2 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 みやもり荘指定短期入所生活介護事業所

(2) 所在地 岩手県遠野市宮守町下宮守28地割19番地1

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者の生活指導及び相談等の業務に従事する。

(3) 看護職員 1名以上

看護職員は、利用者の健康管理、衛生管理に関する処置、援助等に関する業務に従事する。

(4) 介護職員 6名以上

介護職員は、利用者の日常生活全般にわたる援助に関する業務に従事する。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者の機能訓練指導の業務に従事する。

(6) 栄養士 1名

栄養士は、利用者の食事の充実及び栄養管理に従事する。

(7) 調理員 4名

調理員は、利用者の食事の提供業務に従事する。

(8) 事務員 2名

事務員は、必要な事務を行う。

(9) 医師 1名

医師は、利用者の診察並びに利用者の健康管理及び保健衛生指導に従事する。

2 前項各号に定める職員は特別養護老人ホームみやもり荘の職員を兼ねることができるものとする。

3 第1項第3号に定める看護職員は、同項第5号に定める機能訓練指導員を兼ねることができるものとする。

4 その他必要に応じ職員の配置ができるものとする。

### (利用定員)

第5条 指定介護予防短期入所生活介護の利用定員は、指定短期入所生活介護の利用者を含めて14名とする。

### (指定介護予防短期入所生活介護の内容)

第6条 指定介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

(1) 入浴・清拭等による清潔の保持

(2) 排泄等日常生活上の世話

- (3) 食事の提供
- (4) 機能訓練
- (5) 健康管理
- (6) 相談及び援助
- (7) その他利用者が必要とするサービスの提供  
(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。

2 事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができる。

- (1) 食費
- (2) 滞在費
- (3) 通常の送迎の実施地域以外の送迎に要する費用は、厚生労働大臣が定める基準を除き実費負担とする。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、事業所サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させる事が適当と認められるもの。

3 通常の送迎の実施地域以外の送迎に要する費用は、自動車を使用した場合、送迎距離1キロメートルにつき37円を徴収する。

4 同条第1項から第3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に入所契約書及び重要事項説明書・サービス利用書等文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の送迎の実施地域）

第8条 通常の送迎の実施地域は、遠野市の遠野町、小友町、綾織町、松崎町（駒木地区を除く）及び宮守町の行政区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第9条 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や習慣の相違等で他人を排撃し又は自己の利益のため他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔等他の利用者の迷惑となること。
- (3) 指示された場所以外で火気を用い、又は自炊すること。
- (4) 事業所の秩序、風紀を乱し又は安全衛生を害すること。

（緊急時における対応方法）

第10条 介護従業者は、介護予防短期入所生活介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第11条 管理者は、非常災害その他急迫の事態に備え、取るべき措置について予め対策をたて、その対策に基づいて利用者の消防防火教育及び訓練を行わなければならない。

（虐待防止に関する事項）

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業所は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第2条第3項で規定する高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを遠野市長に通報するものとする。

（身体拘束に関する事項）

第13条 事業所は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第14条 職員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けることとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6ヵ月

(2) 継続研修 年2回

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人と母子会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年10月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年1月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、理事会の議決の日(令和3年9月24日)から施行する。